解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年七月二十二日北海道知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月三十一日

北海道上川郡美瑛町本町四丁目六番一号
美瑛町本通土地区画整理組合
代表清算人　杉本伊三男

解散公告（第三回）

当土地改良区は、平成二十一年五月三十一日開催の臨時総会の決議により、平成二十一年七月二十九日付けにて千葉県知事の認可を受け解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月三十一日

千葉県いすみ市岩船三二番地
夷隅郡岩船土地改良区
代表清算人　石井　義光

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年五月二十二日開催の理事会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月三十一日

愛知県犬山市大字犬山字甲塚四八番三
財団法人愛知県国民年金福祉協会
清算人　岩崎　毅

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十一年六月二十五日開催の総会決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月三十一日

奈良県吉野郡下北山村浦向六八番地
浦向生産森林組合
代表清算人　奥村　通章

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十一年八月七日、香川県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十一年八月二十七日）の翌日から二箇月以内に申し出ください。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十一年八月三十一日

香川県丸亀市飯山町川原一一一四番地一
飯山町三ノ池中地区土地区画整理組合
代表清算人　川田　良文

第四期決算公告

平成二十一年六月三十日現在

貸借対照表の要旨　　単位・千円

資産の部

流動資産	二〇、七七八
合計	二〇、七七八
負債及び純資産の部	
流動負債	七二二
株主資本	二〇、〇五六
資本金	一〇、〇〇〇
利益剰余金	一〇、〇五六
その他利益剰余金	一〇、〇五六
（当期純利益）	（三、三〇六）
合計	二〇、七七八

公益信託田村清蔵記念奨学基金平成二十年度決算公告

一、事業概要

奨学生十名に対して総額一、八〇〇、〇〇〇円の奨学金助成を実施した。

二、財産目録　平成二十一年三月三十一日現在

資産合計	四一、五七七、四六〇円
負債合計	〇円
正味信託財産	四一、五七七、四六〇円

平成二十一年八月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託田村清蔵記念奨学基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

公益信託ジャスミン高齢者教育振興基金第二十四期決算公告

一　事業概要

平成二十年度においては、北勢地区を第一候補とし、尾鷲地区を第二候補として助成先募集活動を行ったが、応募申込がなかった。

二　財産目録（平成二十一年三月三十一日現在）

資産合計	二九、六三二、一六七円
負債合計	〇円
正味信託財産	二九、六三二、一六七円

平成二十一年八月三十一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号
公益信託ジャスミン高齢者教育振興基金
受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

配当公告

北海道斜里郡斜里町港町一六番地二八
破産者　株式会社カネイチ滝川一馬商店

右の者に対する釧路地方裁判所網走支部平成二十年（フ）第五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一二七、八四七、九三四円

一、配当をすることができる金額
金五四、八一四、四七八円

平成二十一年八月三十一日

北海道北見市北二条東二丁目一三番地一コンフォール一階　破産管財人　伊藤　昌博

配当公告

北海道斜里郡斜里町港町一六番地二八
破産者　滝川　一馬

右の者に対する釧路地方裁判所網走支部平成二十年（フ）第一一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金八八、九一〇、〇四五円

一、配当をすることができる金額
金一二、五四七、六四五円

平成二十一年八月三十一日

北海道北見市北二条東二丁目一三番地一コンフォール一階　破産管財人　伊藤　昌博

配当公告

北海道斜里郡斜里町港町一六番地二八
破産者　滝川千津子

右の者に対する釧路地方裁判所網走支部平成二十年（フ）第一二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一六八、三二〇、〇〇二円

一、配当をすることができる金額
金五、九〇九、五七六円

平成二十一年八月三十一日

北海道北見市北二条東二丁目一三番地一コンフォール一階　破産管財人　伊藤　昌博

配当公告

横浜市栄区柏陽六番一三号
破産者　大船電設工業株式会社

右の者に対する横浜地方裁判所平成二十年（フ）第二〇四七号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金九二九、一五三、五九二円

一、配当することのできる金額
金七五、三四〇、九三九円

平成二十一年八月三十一日

横浜市中区本町一丁目三番地綜通横浜ビル八階
破産管財人　及川健一郎

配当公告

富山県高岡市四日市一二三番地の一二
破産者　有限会社ユニオン

右の者に対する富山地方裁判所高岡支部平成十九年（フ）第一三七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金三五九、四三八、四〇一円
（内優先債権額　金一五、四二七、九五八円）

一、配当することのできる金額
金一五一、六二五、一七九円
（内優先債権額　金一五、四二七、九五八円）

平成二十一年八月三十一日

富山市本町七番七号沖田ビル三階
破産管財人　高野　由雄

配当公告

愛知県海部郡七宝町鷹居三丁目二番一
破産者　株式会社モリカ

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十年（フ）第三六一八号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金九二、九五八、〇七五円

一、配当することのできる金額
金一二、〇二五、四〇四円

平成二十一年八月三十一日

名古屋市中区丸の内三丁目八番八号山富丸の内ビル五階　破産管財人　滝澤　昌雄